

川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画 （改定素案）に関する意見募集の実施結果を公表します

川崎市では、新型インフルエンザ等の感染拡大を抑制し、市民の皆様の生命や健康を守るとともに、市民生活・市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、「感染症の発生段階」や「発生段階に応じた対策」を定める「川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しています。

このたび、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかとなった課題等を踏まえ、幅広い感染症危機に対応できる社会を目指すため、「川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定素案）」を取りまとめ、広く市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、21通46件の御意見をいただきましたので、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

なお、寄せられた御意見が、今後の参考とさせていただくものであったことから、所要の整備を行った上で、本計画の改定を進めてまいります。

1 募集期間

令和8年4月20日（月）から令和8年5月20日（水）まで

2 意見の件数

21通46件

意見提出数（意見総数）		21通（46件）
内 訳	電子メール（フォーム）	21通（46件）
	FAX	0通（0件）
	郵送	0通（0件）
	持参	0通（0件）

3 結果の概要

資料1 「川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定素案）に関する意見募集の実施結果について」のとり

4 添付資料

資料1 「川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定素案）に関する意見募集の実施結果について」

資料2 「川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）」概要

5 その他

「川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）」本編については、川崎市ホームページに掲載しています。

（URL：<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/350/0000185181.html>）



市ホームページ

《問合せ先》

川崎市健康福祉局保健医療政策部

感染症対策課 神庭（かにわ）

電話：044-200-2343（内線 32905）

「川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画(改定素案)」に関する意見募集の実施結果について

1 概要

本市では、新型インフルエンザ等の感染拡大を抑制し、市民の皆様の生命や健康を守るとともに、市民生活・市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、「感染症の発生段階」や「発生段階に応じた対策」を定める「川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しています。

このたび、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかとなった課題等を踏まえ、幅広い感染症危機に対応できる社会を目指すため、「川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画(改定素案)」を取りまとめ、広く市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、21 通 46 件の御意見をいただきましたので、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

募 集 期 間	令和8(2026)年4月20日(月)から5月20日(水)まで
提 出 方 法	電子メール(専用フォーム)、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	・本市ホームページ ・市政だより全市版(令和8年5月1日号掲載) ・かわさき情報プラザ(川崎市役所本庁舎2階) ・各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー ・各市民館、各図書館 ・健康福祉局保健医療政策部感染症対策課(川崎市役所内)
結果の公表方法	・本市ホームページ ・かわさき情報プラザ(川崎市役所本庁舎2階) ・各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー ・各市民館、各図書館 ・健康福祉局保健医療政策部感染症対策課(川崎市役所内)

3 結果の概要

意見提出数(意見総数)		21 通 (46 件)
内 訳	電子メール(フォーム)	21 通 (46 件)
	FAX	0 通 (0 件)
	郵送	0 通 (0 件)
	持参	0 通 (0 件)

4 御意見の内容と対応

意見募集の結果、「各対策の推進・評価」や「正しい情報の発信・提供」、「ワクチンの安全性・有効性」、「計画全体に係る読みやすさ」等に関する御意見が寄せられ、主に趣旨が案に沿ったものや要望、今後の参考とするものであったため、本計画がより分かりやすくなるよう体裁の調整や用語集への追加、その他所要の整備を行った上で、「川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画(改定案)」を取りまとめました。

【御意見に対する本市の考え方の区分説明】

- A：御意見の趣旨を踏まえ、計画案に反映させるもの
- B：御意見の趣旨が計画案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- C：今後計画を推進する上で参考とするもの
- D：質問・要望の意見であり、市の考え方を説明・確認するもの
- E：その他

【御意見の件数と対応区分】

項 目	A	B	C	D	E	件数
(1) 計画全般に関すること	0	2	2	0	0	4
(2) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針に関すること	0	0	0	5	0	5
(3) 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組に関すること	0	11	1	20	0	32
(4) 体裁・用語に関すること	4	0	0	0	0	4
(5) その他に関すること	0	0	0	0	1	1
合 計	4	13	3	25	1	46

5 具体的な御意見の要旨と市の考え方

(1) 計画全般に関すること(4件)

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	コロナから10年も経てば、また大流行があると思う。 少しでも影響を減らせるように、しっかり対策してほしい。 (同趣旨他1件)	川崎市新型コロナウイルス等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)は、新型コロナウイルス等対策特別基本法(以下「特措法」という。)に基づき、6ページ「第1部第1章第1節 新型コロナウイルス等対策の目的」に記載のとおり、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を主たる目的としております。 本計画に基づき、平時から準備を進めるとともに、新型コロナウイルス等が発生した際には、発生段階に応じた対策を迅速に実施してまいります。	B
2	コロナ対策やワクチン接種事業に対する具体的な検証などの記載が見られない。 「市民生活および市民経済への影響を最小化する」という方針を掲げる以上、経済的影響の検証と施策の有効性の評価について計画に盛り込むべきだと思う。 (同趣旨他1件)	新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)の対応につきまして、国は「新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議」を設置し、経済団体や地方公共団体、医療関係団体等からの意見も踏まえながら報告書を取りまとめ、政府行動計画の改定を行っております。 また、本市におきましても、新型コロナの経験を次の感染症危機への備えとして活かすため、令和6年3月に「新型コロナウイルス感染症への対応報告書」を作成し、継承していくべき課題や取組の方向性について改定素案に反映させております。 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えにあたっては、科学的根拠に基づく対応が重要となることから、いただいた御意見につきましては、各対策の検討や実施、評価・見直しなど、今後の取組を進めていく際の参考とさせていただきます。	C

(2) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針に関すること(5件)

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
3	疑わしい検査や体調が戻っても行動を制限されるなど、行き過ぎたコロナ対策を反映した計画を続けていくことに疑問を感じる。	市行動計画は、世界的な感染症危機に備えるため、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を主たる目的として、発生段階に応じた対策の選択肢を示すものとなります。 なお、有効な治療薬やワクチンがない状況等においては、医療提供体制で対応可能な範囲に感染状況を抑えるため、特措法に基づき、必要な制限を実施する場合もあるものと考えておりますが、市民生活や市民経済に与える影響を踏まえ、支援についても実施してまいります。	D
4	政策の効率化に向けて、PDCA サイクルの厳格化など、「やりっぱなし」の対策ではなく、事後評価の仕組みを強化してほしい。	市行動計画の実効性を確保し、対応をより万全なものとするためには、取組状況の確認をはじめ、課題の抽出や対応策の検討など、進捗を管理し、必要となるフォローアップを行うことが重要と考えております。 そのため、危機管理推進会議や新型インフルエンザ等対策専門部会などの場を活用し、全庁的な検討や取組状況の確認などを実施するとともに、感染症を取り巻く状況や国・県の計画改定、新たな課題等を踏まえ、概ね6年ごとに市行動計画の見直しを行ってまいります。	D
5	透明性の確保に向けて、外部評価の導入など、利害関係のない第三者機関による分析・評価等について、計画に明記してほしい。	市行動計画に基づく取組につきましては、危機管理推進会議や新型インフルエンザ等対策専門部会などのほか、外部有識者も委員として参画する県及び市の感染症対策協議会や地域医療審議会における意見を踏まえながら、適正に分析・評価等を実施してまいります。	D
6	準備は大事だと思う。 ただし、一部市民だけが準備しても結局パンデミックの混乱に巻き込まれてしまう。	新型インフルエンザ等が発生した場合、その感染拡大を可能な限り抑制し、市民生活や市民経済に及ぼす影響を最小限とするためには、国や地方公共団体だけでなく、医療機関や事業者、市民など、それぞれが役割に応じて対策を推進していくことが重要と考えております。 市民においては、基本的な感染症対策の実践や発生時に備えた備蓄、感染症に関する正しい知識の習得などの役割が求められることから、適切に準備を進めていただけるよう、役割や個人レベルの取組につきまして周知に努めてまいります。	D

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
7	想定した感染症の対策であれば、事前準備は役立つと思うが、新たな感染症に対応できるのかは分からない。	特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、様々な感染症が流行する可能性も想定し、準備を進めることが重要と考えております。 新たな呼吸器感染症が流行する場合や病原体の知見が限られている場合、病原体の変異等により対策が長期化する場合など、感染症危機における様々なシナリオを想定しながら取組を進めてまいります。 なお、本計画は、事前の想定と大きく異なる場合も含め、その状況に柔軟に対応できるよう、発生段階や状況変化に応じた対策の選択肢を示すものとなります。	D

(3) 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組に関すること(32 件)

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
8	【実施体制】 コロナ流行時は保健所の業務が手一杯だったと思う。 電話対応やワクチン接種など、市民サービスに低下が生じないよう、日頃から十分な職員数を確保し、迅速に対応できるようにしてほしい。	新型インフルエンザ等が発生した場合、事態を的確に把握し、全庁一体となって取組を推進することが重要と考えております。 そのため、22 ページ「第2部第1章 実施体制」の準備期の取組「市行動計画等の策定や体制整備・強化」に記載のとおり、関係部署との連携強化や役割分担の整理とともに、業務継続計画の策定・見直しや全庁横断的な応援体制の構築など、感染症危機に迅速に対応できる体制を確保してまいります。	B
9	【サーベイランス】 サーベイランスとは何か、普段使ったことも聞いたこともないため、分かりづらい。	サーベイランスとは、感染症の流行を早期に発見するため、「感染症の発生状況について持続的かつ体系的にデータを収集・分析・評価し、対策に役立てる取組のこと」となります。 国による「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」等との整合を図る観点から、国等の表記に準じて記載する対策項目となりますが、サーベイランスを含め、専門用語や一般的に馴染みのない用語につきましては、巻末の用語集に説明を掲載しております。	D
10	【情報共有・提供、リスクコミュニケーション】 コロナ流行時は社会に不安が広がり、感染者や医療従事者への差別的な言動が見られた。 本来必要だったのは苦しむ人に寄り添う姿勢であり、「差別は許されない」という強いメッセージを社会全体に発信することが重要に感じる。 (同趣旨他1件)	感染症危機においては、様々な情報が錯そうしやすく、不安とともに誤った情報から偏見・差別が発生するおそれがあると認識しております。 そのため、科学的根拠等に基づく正確な情報を迅速に提供するとともに、36 ページ「第2部第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション」における準備期の取組「偏見・差別等に関する啓発」に記載のとおり、医療従事者に対するものを含め、「偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ること」や「受診行動・感染症対策の妨げにもなること」などにつきましても啓発の強化に取り組んでまいります。	B
11	【情報共有・提供、リスクコミュニケーション】 緊急時やパニックの際には感情的になりやすく、自分に都合の良い情報を信じやすい。 また、一度誤った情報を信じてしまうと後から出てくる正しい情報を否定してしまう。 「情報源は川崎市」という認識を市民に持ってもらえるよう、信頼できる情報を持続的に発信してほしい。	感染症危機においては、偽・誤情報の流布や SNS 等による拡散などが生じ得ることから、メディアや情報に関するリテラシーの向上を図るための啓発は重要と考えております。 そのため、36 ページ「第2部第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション」における準備期の取組「偽・誤情報に関する啓発」に記載のとおり、市による情報提供が有用な情報源として認知されるよう、平時からの普及啓発や情報提供に取り組んでまいります。	B

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
12	【情報共有・提供、リスクコミュニケーション】 コロナから時間が経って、感染症に対する市民の意識が薄くなっているように感じる。 マスクや手洗いなど、改めて個人でも行える感染症対策を呼びかけてほしい。	新型インフルエンザ等への対策は、国や地方公共団体だけではなく、医療機関や事業者、市民など、それぞれが役割に応じて対策を推進していくことが重要と考えております。 そのため、35 ページ「第2部第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション」における準備期の取組「感染症に関する情報提供・共有」に記載のとおり、感染症に関する基本的な情報や感染対策、発生時取るべき行動など、平時から持続的に情報を発信するとともに、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止に寄与することについても啓発してまいります。	B
13	【情報共有・提供、リスクコミュニケーション】 市が行うべきことは、市民の不安を煽ることではなく、風邪を引く仕組みなどを正しく周知することだと思う。 このままでは病院潰けにしまい、医療費が上がり、少子化施策や高齢者施策の拡充など、本当に必要なところに税金を回すことができない。	感染症危機においては、様々な情報が錯そうしやすく、不安とともに誤った情報から偏見・差別が発生するおそれもあると認識しております。 そのため、科学的根拠等に基づく正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、情報の受け手の反応や関心事項の把握に努め、コールセンターの設置や Q&A の作成など、適切な判断・行動に繋がるよう取り組んでまいります。	D
14	【水際対策】 海外でハンタウイルスによる集団感染が発生し、国内は本当に大丈夫かと不安に感じる。 (同趣旨他1件)	海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、病原体の国内侵入を完全に予防することは困難であるため、国による検疫機能の強化や入国制限等の水際対策と連携することで、市内への侵入を可能な限り遅らせ、感染症危機に対応するための時間を確保することが重要と考えております。 そのため、訓練等を通じて検疫所との連携を強化するとともに、検査への協力や要請に基づく健康監視を実施できるよう、体制の整備に取り組んでまいります。 なお、ハンタウイルス肺症候群は、主に「げっ歯類(ネズミ等)」の糞尿が混ざったホコリの吸引や、汚染された食物の喫食によって感染する疾患で、ウイルスの種類(アンデスウイルス)によっては、限定的なヒトからヒトへの感染も報告されておりますが、これまでに国内における発生は確認されていないため、引き続き、情報収集や渡航者への注意喚起に努めてまいります。	D

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
15	【まん延防止】 新型インフルエンザ等が発生した場合、本当に不要不急の外出自粛要請は必要なのか疑問に思う。 家族が感染した場合、主に看病するのは同居家族である。 自粛期間が決められていたら、家族の生活が制限されてしまう。 (同趣旨他3件)	感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するため、有効な治療薬やワクチンがない状況等においては、医療提供体制で対応可能な範囲に感染状況を抑える必要があることから、特措法に基づき、外出自粛などの制限を実施する場合もあるものと考えおります。 なお、新型コロナの流行動態に関して、国の定量的評価では、「まん延防止等重点措置と緊急事態宣言により、新規症例数の推移に減少変化がみられた」旨の効果が報告されております。 一方で、こうした対策は市民生活や市民経済に与える影響が大きいことから、市民の理解を得られるよう、その必要性について平時から丁寧な周知に努めるとともに、状況に応じた支援についても実施してまいります。	D
16	【ワクチン】 医療従事者が欠けると医療への影響が大きいため、新型インフルエンザ等が発生した場合は、医療従事者を優先してワクチン接種を行ってほしい。	新型インフルエンザ等が発生した場合、医療提供体制を確保する上で、医療従事者の感染予防は極めて重要であると考えております。 また、「医療提供又は国民生活及び国民経済に寄与する業務」を担う事業者については、特措法に基づく登録事業者の対象とされ、住民に先行して接種(特定接種)が開始される仕組みとなっております。 そのため、53 ページ「第2部第7章 ワクチン」における対応期の取組「特定接種」に記載のとおり、国及び県と連携しながら、集団的な接種を基本に特定接種を実施するための体制を確保してまいります。	B
17	【ワクチン】 コロナ時は市民館でワクチンを接種したが、予約が取りにくかったため、普段通り慣れているかかりつけ病院など、近所の病院で接種できるようにしてほしい。	新型インフルエンザ等が発生した場合、多くの人が免疫を獲得していないため、ワクチンの流通が開始された場合、その供給量に応じて速やかに接種できるよう体制を確保することが重要と考えております。 そのため、51 ページ「第2部第7章 ワクチン」における準備期の取組「住民接種」に記載のとおり、医師会をはじめとする医療関係団体や医療機関等と協力し、会場における集団接種や地域医療機関における個別接種、巡回による施設接種など、接種体制の構築に向けて平時から検討を行ってまいります。	B

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
18	【ワクチン】 医療従事者ではないが、病院内で勤務している。 医療従事者と同様に、感染症の発生時は優先的にワクチン接種を行ってほしい。	新型インフルエンザ等に関するワクチン接種につきましては、ワクチンの供給量や供給見通し等を踏まえ、国において接種順位が示されるものと考えておりますが、医療従事者以外のスタッフ等の業務も含めて医療の提供が行われているため、特定接種（優先的な接種）の対象とならない場合は、本市における接種計画の策定や接種体制を構築する際の参考とさせていただきます。	C
19	【ワクチン】 新型コロナの流行時に承認されたワクチンは、安全性や有効性が未知の状態を開始された。 今後、感染症の流行が起こった際、ワクチンや医療行為について、安全性の保証なしに強行されることがないよう、市民に選択の余地を残してほしい。 (同趣旨他3件)	ワクチンの接種は、感染予防のためだけではなく、発症した場合でも重症化を防ぎ、周囲への感染リスクを低減させるなど、健康を守るとともに感染拡大を防止することを主な目的としております。 また、接種は強制するものではなく、ワクチンの効果や感染状況等を踏まえて、本人の意思に基づき判断していただくものとなります。 なお、ワクチン接種の実施に際しましては、有効性や安全性、副反応、健康被害救済制度など、ワクチンに関する情報を分かりやすく提供するとともに、市民の疑問や不安を解消するため、相談窓口の設置やQ&Aの作成等を行ってまいります。	D
20	【ワクチン】 行政や製薬企業と利害関係のない外部の専門家で構成される「第三者機関」を設置し、ワクチン接種による健康被害について、正当な評価及び因果関係の分析を行ってほしい。 (同趣旨他1件)	ワクチン接種による健康被害については、最新の科学的知見や因果関係を踏まえながら、国において評価が実施されるものと考えております。 なお、予防接種法に基づく定期及び臨時の予防接種により健康被害が生じた場合、健康被害救済制度の対象となることから、当該制度について分かりやすく情報提供を行うとともに、申請希望者に対しては丁寧な相談対応を行ってまいります。	D
21	【ワクチン】 世界的に日本だけが、未だにワクチン接種やマスクの着用などの感染予防を行っている。 早すぎるワクチン開発には疑問を感じた。 これからもワクチンを効果のある対策として進めるのであれば、安心であることを説明してほしい。	新型インフルエンザ等に関するワクチンの研究開発や安全性の評価は、国において実施されるものと考えておりますが、ワクチンについて、市民に分かりやすく情報を提供し、疑問や不安を解消・緩和することは重要な取組であると認識しております。 そのため、使用ワクチンや有効性・安全性、副反応など、ワクチン接種について適時情報を提供するとともに、コールセンター等の相談窓口を設置してまいります。	D

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
22	【ワクチン】 新型コロナワクチン接種後の健康被害について、全国的にも多くの懸念が示されている。 自治体には、市民の生命を守る責務があるため、コロナワクチンを含む既存のワクチンや次世代ワクチン等について、健康被害の実態調査と情報収集を計画に明記してほしい。	新型インフルエンザ等に関するワクチンの安全性については、国において副反応等の事例を収集し、最新の科学的知見を踏まえながら継続的に確認・評価が行われるものと考えておりますが、健康被害を含め、市民に分かりやすく情報を提供し、疑問や不安を解消・緩和することは重要な取組であると認識しております。 そのため、国による安全性の評価や予防接種後の副反応事例、健康被害救済制度などにつきましても、情報提供に努めてまいります。	D
23	【ワクチン】 感染症の発生時に、ワクチン不足にならないように十分な量を確保してほしい。	新型インフルエンザ等のワクチンの早期開発や確保につきましては、国の役割とされております。 本市におきましては、供給量に応じて迅速に接種を行えるよう、接種体制の構築に向けて検討や準備を進めてまいります。	D
24	【医療】 あまり体調を崩さないため、かかりつけ医がいない。 そのため、感染症が発生した時に、どの病院へ行けばよいか分からない。 かかりつけ医がいなくても受診可能な医療機関について、分かりやすい案内や広報を行ってほしい。 (同趣旨他1件)	新型インフルエンザ等が発生した場合、多くの人が免疫を獲得していないため、普段は体調を崩さない方においても感染により、状態に応じた医療が必要となる可能性があることを認識しております。 そのため、58 ページ「第2部第8章 医療」における初動期の取組「医療提供体制の確保等」に記載のとおり、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等につきましても、分かりやすく周知してまいります。	B
25	【医療】 高齢の両親がいるため、具合が悪い時に病院の受診を制限されるのは不安に感じる。	新型インフルエンザ等が発生した場合、医療の提供は、健康被害や生活への影響を最小限に抑制する上で不可欠の要素と考えております。 感染症危機においては、感染症医療と通常医療の両立を念頭に置きながら、医療のひっ迫を防ぐとともに、症状や重症化リスクに応じて適切な医療を受けることができるよう、県及び医療機関と連携して医療提供体制を確保してまいります。	D

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
26	【物資】 新型コロナウイルスの流行時、物資の不足とともに高騰が病院運営に大きな影響を与えた。 物資の確保について、医療機関に任せるだけではなく、国・県への働きかけや市による確保など、行政も対策を実施してほしい。	感染症対策物資等は、医療や検査の実施に不可欠であることから、医療機関においても備蓄を進める必要があると考えております。 一方で、不足が懸念される場合も想定されることから、国に対する生産要請の働きかけのほか、81～82 ページ「第2部第12章 物資」における対応期の取組「備蓄物資等の供給に関する相互協力」や「不足物資の供給等」に記載のとおり、物資や資材の不足に対応するため、市・県・近隣の地方公共団体等と相互の協力体制を構築するとともに、個人防護具が不足した場合は、市の備蓄分からの配布を行ってまいります。	B
27	【市民生活及び市民経済の安定確保】 一般家庭でも最低限の備蓄は必要だと思う。 ただし、いつまで流行が続くかは分からない状況において、家庭の備蓄はすぐに無くなる。 新型コロナの時は、不足や買い占めで、驚くほどマスクが高騰したため、同じ状況が起こらないようにしてほしい。	新型インフルエンザ等の発生に備え、市民においては、基本的な感染症対策の実践や感染症に関する正しい知識の習得のほか、マスクや消毒薬、生活必需品等の備蓄など、自らも感染防止のための準備に取り組んでいただくことが重要と考えております。 一方、感染症の発生時において、過度な買い占めや売り惜しみ、便乗値上げ等が行われた場合、価格高騰や供給不足が生じるおそれがあるため、86 ページ「第2部第13章 市民生活及び市民経済の安定確保」における対応期の取組「生活関連物資等の価格の安定」に記載のとおり、生活関連物資の需給や価格動向について調査・監視するとともに、必要に応じて、関係団体等への要請や法令に基づく措置などを実施してまいります。	B
28	【市民生活及び市民経済の安定確保】 コロナ禍では、外出が制限され、仕事やアルバイトが出来なくなって、収入的にも本当に厳しかった。 次は同じ状況が起こらないようにしてほしい。 (同趣旨他1件)	新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速なまん延により、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図る時間を確保するため、特措法に基づき、必要最小限の制限を実施する場合もあるものと考えております。 また、感染状況等に応じて機動的に縮小・中止・見直しを行うとともに、まん延防止措置が市民生活や市民経済に与える影響を踏まえ、必要となる支援を実施してまいります。	D

(4) 体裁・用語に関すること(4件)

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
29	文章全体について、見出しや項目など同じような書き方のため、読みづらく感じる。 フォントやサイズなど、体裁を工夫した方が良いと思う。 (他同趣旨1件)	御意見を踏まえ、「部」・「章」・「節」等の項目ごとに見出しなどの体裁を調整し、文字の大きさを変えて強調するなど、計画が読みやすくなるよう、全体的に修正いたしました。	A
30	専門用語に慣れていないため、読みづらく感じる。 (他同趣旨1件)	国による「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」等との整合を図る観点から、専門用語や一般的に馴染みのない用語も使用されているため、巻末の用語集を掲載しておりますが、計画が読みやすくなるよう、新たに「インフォデミック」や「パルスオキシメーター」、「ワンボイス」等の用語について、用語集に説明を追記いたしました。	A

(5) その他に関すること(1件)

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
31	近年、外国人が増加している。 移民政策の継続は、感染症リスクを高める懸念がある。 日本での感染症拡大を防ぐため、国の移民政策に反対してほしい。	新型インフルエンザ等対策行動計画は、世界的な感染症危機に備えるため、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を主たる目的として、発生段階に応じた対策の選択肢を示すものとなります。 本計画に基づき、平時から準備を進めるとともに、新型インフルエンザ等が発生した際には迅速に対応できるよう、感染症危機に対する取組を進めてまいります。 なお、本市では、国に先駆けて「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定し、多文化共生社会の実現に向けて取組を進めています。 今後も多様性の価値を大切に、誰もが住みやすい魅力あるまちづくりを目指してまいります。	E

～【はじめに】感染症危機への備え～

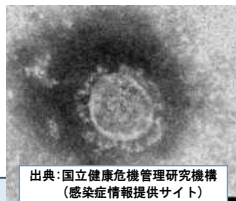
～【第1部】新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針～

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

(1) 感染症危機を取り巻く状況

【本編 P01】

- 途上国の都市化や人口増加、宿主となる動物との接触機会の拡大等により、**未知の感染症との接点が増大**
- 国際的な往来により、**世界中に拡散のおそれ**
- 新興感染症等の**発生予測及び発生阻止は現実的に困難**



出典:国立健康危機管理研究機構
(感染症情報提供サイト)

・平成15(2003)年: 重症急性呼吸器症候群(SARS) ・平成28(2016)年: ジカウイルス感染症 ・令和2(2020)年: 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

- 新型ウイルスが出現した場合、多くの人が免疫を獲得していないため、**国家レベルの危機事象**として捉え、適切な役割分担のもと迅速かつ適切な対応が必要
- 平成24(2012)年4月、**国全体として万全の体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図る**ため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を制定

【新型インフルエンザ等の分類】

分類	概要
新型インフルエンザ等感染症	インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち、新たに人から人へ伝染する能力を有することとなったもの インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち、かつて世界的規模で流行したが、その後流行することなく長期間の経過後に再興したもの
指定感染症	感染症法で位置付けられていない感染症で、1～3類又は新型インフルエンザ等感染症と同様の危険性があり、措置を講じる必要があるもの
新感染症	人から人に伝染する感染症で、罹患した場合の症状が重篤かつまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

第2章 新型インフルエンザ等対策行動計画の制定等

(1) 川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

【本編 P03】

- 平成17(2005)年11月 新型インフルエンザ対策政府行動計画の策定
→ **平成17(2005)年12月 川崎市新型インフルエンザ対策行動計画の策定**
- 平成25(2013)年6月 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の策定
→ **平成26(2014)年3月 川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定**

(2) 改定の趣旨

- 新型コロナ対応を踏まえた**政府行動計画の抜本的改定(令和6(2024)年7月)**
- 新型コロナ対応において、**本市が臨時応急的に実施した取組の継承**

【第1章】新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方

【本編 P06】

(1) 新型インフルエンザ等対策の目的

【目的1】感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ① 感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保
- ② 流行ピーク時の患者数等を可能な限り少なくし、医療提供体制への負荷を軽減

【目的2】市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小とする

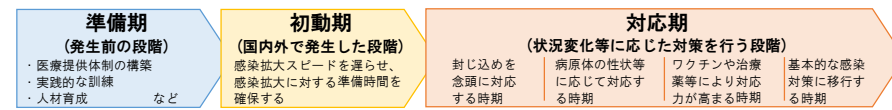
- ① 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切換え
- ② 市民生活及び市民経済の安定を確保
- ③ 地域における感染対策等により、欠勤者数等を抑制
- ④ 事業継続計画の作成や実施等より業務を維持

(2) 新型インフルエンザ等の基本的な考え方

【基本的な考え方(11の視点)】

- ① 対策の選択的実施
- ② 社会全体による取組
- ③ **時期区分による対策**
- ④ 平時における備えの整理や拡充
- ⑤ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切換え
- ⑥ 基本的人権の尊重
- ⑦ 危機管理としての特措法の性格
- ⑧ 関係機関相互による連携協力の確保
- ⑨ 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設における対応の備え
- ⑩ 感染症危機下における災害対応の整備
- ⑪ 記録の作成や保存

【時期区分】



(3) 様々な感染症に幅広く対応するためのシナリオ

ア 有事におけるシナリオの考え方

- 過去事例のみを前提とせず、**新たな呼吸器感染症等の可能性を想定**
- 発生初期においては、**感染拡大防止を徹底(早期収束を目標)**
- 適切なタイミングで**柔軟かつ機動的に対策を切替え**
- 病原体の変異等による**対策の長期化も想定**

川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画(改定案)の概要について

【資料2】

～【第1部】新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針～

① 初期期及び対応期のシナリオ(対応の大きな流れ)

時 期	シナリオ
初期期	感染症の特徴や病原体の性状について情報収集し、感染拡大に対する準備の時間を確保するため、迅速かつ柔軟に対応
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期 病原体の性状等に応じて対応する時期 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 基本的な感染症対策に移行する時期 初期段階においては知見が限られているため、諸外国における感染動向等も考慮しながら、まずは封じ込めを念頭に対応する。 リスク評価を考慮しながら、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波を抑制するため、感染拡大防止措置等を検討する。 ワクチンや治療薬の普及等により対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切替える。 ワクチンによる免疫の獲得や病原性・感染性の低下、対応力の向上等により、特措法によらない基本的な感染症対策(出口対策)へ移行する。

(4) 対策推進のための役割分担(主な役割)

ア 国の役割

- 自ら対策を的確かつ迅速に実施するとともに**地方公共団体等を支援し、国全体として万全な体制を整備**
- **ワクチン・治療薬等の早期開発や確保**に向けた対策を推進

イ 地方公共団体の役割

- **基本的対処方針に基づき**、医療提供体制・検査体制の確保やワクチン接種、生活支援など、**自らの区域における対策を総合的に推進**

ウ 医療機関の役割

- 医療措置協定に基づき、地域の関係機関と連携して、**病床確保や発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援、医療人材の派遣**などを実施

エ 指定(地方)公共機関の役割

- **特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策**を実施

オ 登録事業者の役割

- **職場における感染対策や事業継続の準備**を進め、新型インフルエンザ等の発生時において、**医療提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を継続**

カ 一般事業者の役割

- **職場における感染対策**を進めるとともに**衛生用品等の備蓄**に努め、新型インフルエンザ等の発生時においては、感染防止の観点から**一部事業の縮小を検討**

キ 市民の役割

- 衛生用品等の備蓄に努めるとともに、基本的な感染対策(喚起・咳エチケット・手洗い等)など、**個人レベルで可能な取組を実践**

【第2章】新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的な視点

(1) 行動計画における主な対策項目

【本編 P16】

- 様々な状況で対応できるよう、**発生段階に応じた対策の選択肢**を示すもの
- 各項目が関連し合っているため、**一連の対策として実施**

【13の対策項目】 ※ 赤字は新規又は拡充項目

内容は第2部へ

- ① 実施体制 ② 情報収集・分析 ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、**リスクコミュニケーション**
- ⑤ 水際対策** ⑥ まん延防止 **⑦ ワクチン** ⑧ 医療 **⑨ 治療薬・治療法**
- ⑩ 検査** **⑪ 保健** **⑫ 物資** ⑬ 市民生活及び市民経済の安定確保



(2) 複数の対策項目に共通する横断的な視点

【共通する3つの視点】

関係機関と連携

- ① 人材育成
- ② 国と地方公共団体の連携
- ③ DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

【第3章】行動計画の実効性を確保するための取組等

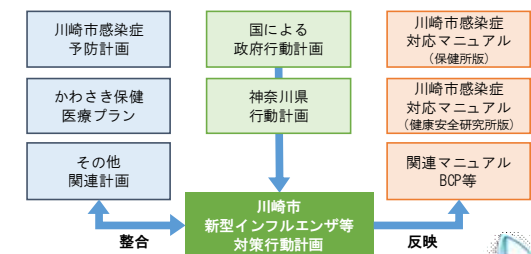
(1) 行動計画の実効性確保

【本編 P19】

- **危機管理推進会議や新型インフルエンザ等対策専門部会等の場を活用し**、全庁的な検討や対策の具体化、取組状況の確認など、**定期的なフォローアップを実施**
- 「新興感染症等の状況」や「国・県の行動計画改定」、「本市における取組状況」などを踏まえ、**概ね6年ごとに本市行動計画の見直しを検討**

(2) 関連マニュアル等への反映

- **「川崎市感染症予防計画」や「かわさき保健医療プラン」等との整合**を図りながら、必要な取組を一体的に推進
- **必要事項を「川崎市感染症対応マニュアル」等に反映**して具体化



～【第2部】新型コロナウイルス等対策の各項目の考え方及び取組～

【第1章】実施体制

本編
P21

ア 新型コロナの経験を踏まえた課題等

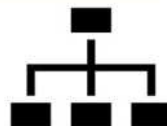
- 全庁一体での迅速・的確な対応に向けて、分野別の検討体制が必要
- 強化・拡充すべき対策を迅速かつ円滑に実施するため、応援体制等の整備が必要

イ 準備期(平時)

- 新型コロナウイルス等対策専門部会による分野毎の課題の抽出や情報連携、分野別検討体制の整備
- 保健所業務をはじめ、全庁的な応援体制整備等の調整

ウ 初動期(発生直後)・対応期(状況変化)

- 市対策本部の設置及び分野別の検討体制を活用した個別具体的な課題への対応
- 応援体制の開始・維持・増強・縮小や外部委託の活用等



【第4章】情報提供・共有、リスクコミュニケーション

拡充

本編
P35

ア 新型コロナの経験を踏まえた課題等

- 適切な判断・行動ができるよう、迅速かつ正確な情報提供や共有が必要
- 偏見・差別や偽・誤情報の流布等を防ぐため、平時からの啓発が必要

イ 準備期(平時)

- 感染症発生時に取るべき行動の理解や情報リテラシーの向上等に向け、継続的な情報発信や啓発の実施
- 一体的かつ整合的な情報提供及び共有を行うための方法等の整理

ウ 初動期(発生直後)・対応期(状況変化)

- ホームページやコールセンター等の設置・強化による迅速な情報提供・共有及びリスクコミュニケーションの実施
- 偏見・差別や偽・誤情報等に関する啓発の実施



【第2章】情報収集・分析【第3章】サーベイランス

本編
P27

本編
P31

ア 新型コロナの経験を踏まえた課題等

- 科学的根拠に基づき、迅速な政策判断を可能にする体制の構築が必要
- 感染症発生を早期に探知するため、平時からのサーベイランス実施が必要

イ 準備期(平時)

- 感染症に関する情報を収集・分析・評価し、対策に役立てる仕組みの整備
- 「川崎市感染症情報発信システム」を利用したリアルタイムサーベイランスの実施・情報共有

ウ 初動期(発生直後)・対応期(状況変化)

- 情報収集・分析・リスク評価の実施及び当該結果等に基づく対策の判断・実施・見直し
- 感染症サーベイランスの体制強化及び状況に応じた体制見直し



【第5章】水際対策

新規

本編
P42

ア 新型コロナの経験を踏まえた課題等

- 大型客船での患者発生等も想定した迅速な対応を行うため、検疫所との連携や健康監視等の体制準備が必要

イ 準備期(平時)

- 訓練等による検疫所等との更なる連携強化及び有事における入院調整や情報共有のあり方の調整
- 居宅等待機者(入国者・帰国者など)の健康監視を行うための更なる体制の整備

ウ 初動期(発生直後)・対応期(状況変化)

- 国が実施する水際対策に係る検疫所との更なる連携強化
- 居宅等待機者の健康監視や発症した際の対応のほか、大型客船等で患者が多数発生した場合における対応の実施



～【第2部】新型コロナウイルス等対策の各項目の考え方及び取組～

【第6章】まん延防止

本編
P44

ア 新型コロナの経験を踏まえた課題等

- まん延防止対策の影響を踏まえ、平時から準備や機動的な見直し等が必要
- 日頃からの個人の感染対策やまん延防止対策等の理解促進が必要

イ 準備期(平時)

- まん延防止等重点措置や緊急事態措置など、有事の際のまん延防止対策等に係る理解促進
- 市民一人ひとりの基本的な感染対策の更なる普及啓発

ウ 初動期(発生直後)・対応期(状況変化)

- 患者への必要な対応や濃厚接触者への外出自粛要請等
- まん延防止のための重点措置や緊急事態措置等の周知及び対応のほか、病原性・感染性に応じたまん延防止対策の実施



【第8章】医療

本編
P55

ア 新型コロナの経験を踏まえた課題等

- 医療のひっ迫を踏まえ、平時から計画的な医療提供体制の確保が必要
- 病状や医療状況に応じた適切な医療提供による医療のひっ迫防止が必要

イ 準備期(平時)

- 医療措置協定に基づく医療提供体制の整備・確保(県による県内医療機関との医療措置協定の締結)
- 県及び市内医療機関・医療関係団体との協議・連携や相談センターの準備

ウ 初動期(発生直後)・対応期(状況変化)

- 医療措置協定に基づく医療提供体制の確保・強化及び市による入院調整・宿泊療養・自宅療養等の振り分け
- 国及び県の方針や市内感染状況に応じた相談センターの強化・縮小



【第7章】ワクチン

新規

本編
P50

ア 新型コロナの経験を踏まえた課題等

- 迅速な接種実施のため、平時からの接種体制構築の検討や実効性の確認が必要
- 円滑な予約受付を行うための体制が必要

イ 準備期(平時)

- 市内医療機関や医療関係団体協力に基づく接種体制の構築やマニュアル整備、シミュレーションの実施
- 国が進める予防接種DX化と連動した予防接種事務のDX化推進

ウ 初動期(発生直後)・対応期(状況変化)

- 接種体制に必要な人員確保や接種の実施、健康被害救済制度の周知及び相談対応
- 予約サイト等の整備・運営及び市民への迅速かつ正確な周知



【第9章】治療薬・治療法

新規

本編
P63

ア 新型コロナの経験を踏まえた課題等

- 国の診療指針に基づく治療薬・治療法の速やかな普及が必要
- 医療機関や関係団体との連携強化が必要

イ 準備期(平時)

- 国等が行う治療薬・治療法の研究開発等に係る連携及び協力
- 県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬に関する備蓄状況及び流通体制の把握・確認

ウ 初動期(発生直後)・対応期(状況変化)

- 診療指針に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等への情報提供・共有
- 中長期的な予後の把握及び合併症に対する治療法等の周知



～【第2部】新型コロナウイルス等対策の各項目の考え方及び取組～

【第10章】検査

新規

本編
P66

ア 新型コロナウイルスの経験を踏まえた課題等

- 有事において検査体制を速やかに拡大するための体制整備が必要
- 感染症の特徴や病原体の性状、流行状況に基づく検査実施が必要

イ 準備期(平時)

- 検査の精度管理及び関係機関等との連携による検査体制の整備
- 検査体制の維持及び強化に向けた訓練等の実施、国等が行う検査診断技術の研究開発に係る協力

ウ 初動期(発生直後)・対応期(状況変化)

- 迅速な検査体制の立ち上げ
- 感染症の特徴や病原体の性状、流行状況等によるリスク評価に基づく検査方針の決定・見直し



【第12章】物資

新規

本編
P80

ア 新型コロナウイルスの経験を踏まえた課題等

- 物資不足による医療提供への影響を防ぐため、医療機関等においても感染症対策物資の備蓄が必要

イ 準備期(平時)

- 備蓄品目及び備蓄水準を踏まえた市による感染症対策物資等の備蓄
- 協定締結医療機関等における個人防護具を含む感染症対策物資備蓄の呼び掛け及び備蓄状況の確認

ウ 初動期(発生直後)・対応期(状況変化)

- 市による感染症対策物資の確保や医療機関等に対する不足物資の提供
- 県や近隣都市等との物資供給に関する相互協力



【第11章】保健

新規

本編
P70

ア 新型コロナウイルスの経験を踏まえた課題等

- 保健所業務の迅速・円滑な実施のための人員確保や業務の効率化が必要
- 自宅療養者(要配慮者を含む)の健康観察や物資支給等の支援が必要

イ 準備期(平時)

- 感染症有事における保健所業務の円滑な実施に向けた応援職員や民間人材等の確保、業務の標準化及び効率化
- 自宅療養者の療養支援のための体制構築

ウ 初動期(発生直後)・対応期(状況変化)

- 保健所の有事体制への移行及び関係機関等と連携した保健所業務(疫学調査・入院調整・療養支援等)の円滑な実施
- 自宅療養者の健康観察や物資の支給等の実施



【第13章】市民生活及び市民経済の安定確保

本編
P83

ア 新型コロナウイルスの経験を踏まえた課題等

- 影響を最小限にするためには、市民・事業者においても平時からの準備が必要
- 市民生活や事業経営を支援するため、迅速かつ効果的な施策が必要

イ 準備期(平時)

- BCPに基づく必要な準備や市民・事業者に対する適切な情報提供、有事に向けた必要な準備の勧奨
- 生活支援等を要する者への支援の仕組みや内容等の整備

ウ 初動期(発生直後)・対応期(状況変化)

- BCPに基づき、まん延状況等を踏まえた対応への重点化
- 感染状況に応じた市民生活・市民経済支援の実施や、生活関連物資等の安定供給に関する呼び掛け

